

## 業務委託仕様書

### 1 業務名

令和5年度北九州市広報室公式 SNS 運用分析・アドバイス等業務

### 2 目的

北九州市広報室公式 SNS アカウント「好きっちゃ北九州」は、主なターゲットを北九州市民とし、市政情報・災害情報やまちの魅力情報など、市民が必要とする情報及び行政として広く知らせるべき情報を効果的に発信することを目的に運用している。また、市民の市政への参画やシビックプライドの醸成に繋がる期待を込めて運用しているところである。

SNS は広く情報拡散できる特長を持っていることから、今後は、北九州市民のみならず、より広範囲に向けた効果的な広報を目指すこととし、本業務では、現状分析、最新トレンドを踏まえたアドバイス、コンテンツ制作等を行うもの。

### 3 契約期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

### 4 業務委託内容等

#### (1) SNS 運用分析・アドバイス

下記3媒体の8か月分(令和5年8月1日～令和6年3月31日)の分析及び投稿を行うこと。

- ・Twitter「【北九州市広報室】好きっちゃ北九州」(@city\_kitakyushu)
- ・Facebook「北九州市広報室【好きっちゃ北九州】」(@city.of.kitakyushu)
- ・北九州市 LINE 公式アカウント (LINEVROOM) (@city.of.kitakyushu)

#### ① 日常的な投稿の分析

- ・各アカウントの記事の閲覧状況や拡散状況、クリック数などの反応のデータを分析すること。
- ・SNS の発信において、より効果的な機能活用やフォロワー拡大・閲覧数向上のための施策、取り扱う情報の提案、投稿内容の具体的改善案等を提案し、何か問題が発生した場合は、適宜対応及び相談に応じること。

#### ② 投稿提案、投稿内容作成

月に4回、フォロワー拡大や閲覧数向上のための投稿提案及び作成を行うこと。

##### ア 内容選定

時期柄注目される事項、イベントや行事、SNS のトレンドなどをリサーチし、市内及び市外へ向けた情報発信となるような内容を検討し提案すること。提案には、取材ものやトレンドを意識したものなどユー

ザーが飽きない工夫をこらすこと。投稿予定の前月に内容を提案。

イ 投稿案作成

投稿文案、画像を作成

※内容は、3媒体（Twitter・Facebook・LINE VROOM）同じものでも可。

ウ 回数

月4回（8月度から開始のため全32回以上）

(2) ショート動画投稿の作成

Instagramのリール機能を活用し、15秒から1分程度の動画を作成すること。

ア 内容選定

市内の魅力情報（施設や季節の花、イベント、取材ネタなど）を中心に、トレンドなどをリサーチし、市内及び市外へ向けた情報発信となるような内容を検討し提案すること。投稿予定の前月に内容を提案。

イ 動画投稿の作成

① Instagram用動画（縦長）

Instagramのリール作成機能を用い、動画の制作・編集を行うこと（一般の動画制作ソフト・アプリケーションは用いない）

② その他 SNS 媒体用動画（縦長）

上記①で制作した動画を、他 SNS 媒体で投稿できるよう、再編集を行うこと。（音源の追加等。動画制作ソフト・アプリケーションの種類は問わない。）

③ 投稿案作成

上記①、②で制作した動画を投稿する際に必要な投稿文案、ハッシュタグ等を作成し提案すること

ウ 本数

月2本（全16本）

## 5 業務完了報告について

### (1) 報告書の提出

各アカウントの分析を行い、各月分析報告書及び業務完了報告書を作成し提出すること。（8月～3月分の8カ月分）各月分析報告書は、図やグラフを用いるなど、視覚的に分かりやすい形で簡潔かつ具体的に作成し、アカウントの成長を考えた提案を盛り込むこと。また、年度末には1年間の総括を報告すること。報告書の内容について、広報課 SNS 担当者向けの報告会を、3カ月に1回開催すること（計3回）

### (2) 報告書の提出期限

毎月末で締め、14日以内に北九州市広報室広報課（北九州市小倉北区城内1-1）に提出すること。

## 6 委託料の支払いについて

発注者は履行確認ののち、毎月1回、契約金額を8で割った額を受注者に支払う。

## 7 その他

- ・各アカウントの管理運営の主体は北九州市広報課とする。
- ・本業務の開始にあたり、本市と事前に十分な協議を行うこと。また、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。
- ・本市から貸与するID・パスワードは、細心の注意を払い管理すること。
- ・契約期間中及び契約期間後において本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・本市の承認を得なければ、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・受注者は、業務実施にあたり法令を遵守すること。
- ・適宜、北九州市と協議を行い、業務を遂行すること。